

## 平成17年度第1回まち交大賞 実行委員会 設置要綱

### (目的)

第1条 平成17年度第1回まち交大賞実行委員会(以下実行委員会とする)は平成17年度第1回まち交大賞の審査選定方法の決定、審査選定を行うものとする。

### (所掌事務)

第2条 実行委員会は、審査選定に関する事項を審議し、応募地区の都市再生整備計画等を審査し、総合賞および部門賞を選定する。

### (組織)

第3条 実行委員会はまち交ネット運営委員会および(財)都市みらい推進機構が就任を依頼し、承認を得た委員で組織する。

### (委員長及び委員長代理)

第4条 実行委員会に、委員長を置く。  
2 委員長は、実行委員会を代表し、審査会務を総括する。  
3 委員長代理は、委員長の選による。  
4 委員長代理は委員長を補佐し、委員長不在の場合にはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 実行委員会は、委員長が招集し、その議長となる。  
2 実行委員会において、多数決で決議を行う場合は出席委員の1/2以上の同意を得ることとする。

### (意見の聴取等)

第6条 実行委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務手続き)

第7条 実行委員会の事務手続きは、事務局((財)都市みらい推進機構)において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月20日から施行する。